

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会  
令和6年8月23日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	3件
国民年金関係	2件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2400064号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2400026号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、令和元年7月26日は134万円、令和4年1月5日は150万円に訂正することが必要である。

令和元年7月26日及び令和4年1月5日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和元年7月26日及び令和4年1月5日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和52年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 令和元年7月26日

② 令和4年1月5日

請求期間①及び②に、A社から賞与が支払われたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された賃金台帳、給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿、同社及び請求者から提出された預金通帳並びに事業主の回答により、請求者は、同社から請求期間①は標準賞与額134万円、請求期間②は標準賞与額150万円に相当する賞与(請求期間①は134万466円、請求期間②は319万8,766円)の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(請求期間①は12万2,610円、請求期間②は13万7,250円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めてい

ることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2400091号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2400028号

## 第1 結論

請求者のA社における平成27年7月1日から平成28年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成27年7月から平成28年8月までの標準報酬月額については、18万円から26万円とする。

平成27年7月から平成28年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年7月から平成28年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和53年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成27年7月1日から平成28年9月1日まで  
請求期間について、A社から26万円程度の給与が支払われていたにもかかわらず、年金記録において標準報酬月額が18万円とされているので、調査して記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間について、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は、18万円と記録されているが、金融機関から提出された取引履歴、課税庁から提出された市民税・県民税照会回答書、請求者から提出された預金通帳及び給料支払明細書(以下、併せて「給料支払明細書等」という。)によると、当該期間の報酬月額に見合う標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれも26万円であり、オンライン記録の標準報酬月額を超えていることが確認又は推認できる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、給料支払明細書等により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、26万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 27 年 7 月から平成 28 年 8 月までの期間について、請求者の請求内容どおりの厚生年金保険被保険者資格取得届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明である旨回答しているが、日本年金機構が保管している請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届に記載された報酬月額が厚生年金保険の記録における標準報酬月額に見合う額となっていることから、事業主から報酬月額を厚生年金保険の記録どおりの標準報酬月額に見合う額として厚生年金保険被保険者資格取得届が提出され、その結果、年金事務所は、請求者の平成 27 年 7 月 1 日から平成 28 年 9 月 1 日までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 2400058 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (国) 第 2400008 号

## 第 1 結論

平成 3 年 7 月から同年 11 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 3 年 7 月から同年 11 月まで

私は、請求期間当時、両親と A 町 (現在は、B 市) に住んでおり、自営業をしていた両親と一緒に働いていた。国民年金については、全て親任せであり、平成 3 年 10 月に結婚して町内転居をするまでの保険料は、経理を担当していた母親が納付してくれていたと思う。

平成 5 年 2 月に就職し、厚生年金に加入してから 1 年近くが経過した平成 5 年 12 月頃、A 町役場の職員が自宅に来て、未納分の保険料を納付するように言われたと対応した妻から聞き、初めて未納期間があることを知った。その後、すぐに預金から保険料分を出金し、妻が同町役場の出納係の窓口で、未納と言われた 5 か月分の保険料を遡ってまとめて納付した。請求期間の保険料を納付したことを示す資料として、預金通帳を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求期間は 5 か月と短期間である上、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和 62 年 10 月頃に A 町において払い出されたものと推認されることから、請求者の国民年金加入手続はこの頃に行われ、その際に、請求者が 20 歳に到達した月まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものと考えられる。請求者の国民年金の被保険者資格については、その後、平成 5 年 2 月に被保険者資格を喪失するまで継続していることから、請求者は、請求期間において、国民年金の被保険者であり、請求期間の保険料を納付することが可能であった。

また、オンライン記録によると、納付対象期間は不明であるが、請求者に対して平成 5 年 4 月 7 日付けで過年度保険料に係る納付書が作成されていること及び請求期間直前の平成 3 年 4 月から同年 6 月までの保険料を、平成 5 年 5 月 31 日に過

年度保険料として遡ってまとめて納付されていることが確認できる。

しかしながら、請求者は、平成5年12月頃にA町役場の職員から未納分の納付勧奨の戸別訪問を受けた妻が、すぐに預金から保険料分を出金し、同町役場の出納係の窓口で、請求期間の保険料5か月分を遡ってまとめて納付した旨陳述しているが、B市は、当時、A町役場の職員の戸別訪問による納付勧奨は、現年度保険料分のみであり、過年度保険料の納付勧奨を行っておらず、同町役場にある金融機関及び出納係の窓口では、過年度保険料の収納はできなかった旨回答しており、請求者の主張と相違している。

また、請求者は、婚姻前の保険料を納付したとする母親について、保険料納付の記憶が定かではない旨陳述している上、日本年金機構は、請求者に係る請求期間の未納保険料についての納付勧奨に関する資料は、保管期限が経過しているため確認することができない旨回答していることから、当時の状況をうかがい知ることとはできない。

さらに、上述のとおり、妻が納付したとする時期（平成5年12月頃）を基準とすると、請求期間のうち、平成3年7月から同年10月までの保険料については、既に2年の時効が成立しており、妻は、当該期間の保険料を遡って納付することはできなかったものと考えられる。

加えて、請求期間のうち、平成3年11月の保険料については、過年度保険料として納付することが可能であったものの、B市から提出された請求者の国民年金記録によると、保険料は未納と記録されていることが確認でき、当該記録はオンライン記録と一致していることを踏まえると、妻が当該期間の保険料を過年度保険料として納付したと推認することはできない。

その上、請求者は、請求期間の保険料を納付したことを示す資料として預金通帳を提出し、平成5年12月24日に5万5,000円を引き出したことが確認できるが、その内訳等は分からず、当該通帳に記載されている金額のみをもって、国民年金保険料を納付したと推認する事情を見いだすことができない。

このほか、妻が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2400063号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第2400009号

## 第1 結論

昭和59年\*月から昭和61年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和39年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年\*月から昭和61年12月まで

私は、20歳の頃、A県の専門学校に行っていたが、住民票は実家に置いたままであったと思う。国民年金の手続や納付については全て父親が行っていたが、請求期間の保険料については、昭和62年5月頃、父親から、私の仕事の切り替わりの関係で昭和62年5月分の保険料を支払っていないので、将来、私自身で支払うように言われたことと共に、それ以前の、私が仕事に就くまでの保険料は支払ったと言われたことを覚えている。

父親の昭和59年当時の確定申告書を見ると、社会保険料控除の内訳として2名分の国民年金保険料の金額が記載され、父親名義の預金通帳にも、2名分の国民年金保険料が引き落とされており、それらには私の分の保険料が含まれていると思うので、調査の上、請求期間について、保険料を納付した期間に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、父親に係る昭和59年分所得税の確定申告書(以下「確定申告書」という。)及び昭和61年5月14日から昭和62年2月23日までの期間に係る父親名義の預金通帳(以下「預金通帳」という。)を提出しており、確定申告書及び預金通帳に記載された2名分の保険料については、父親と自身の分の保険料である旨主張して本訂正請求を行っている。

請求者は、請求期間に係る自身の国民年金の加入手続及び保険料納付を父親が行ってくれたと陳述しており、オンライン記録によると、父親は、昭和36年4月の国民年金制度開始から保険料納付を開始し、国民年金加入期間において未納はないことから、保険料納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、確定申告書には、社会保険料控除の内訳として、社会保険料の種類が「国民年金」及びその支払保険料が「\*」と記載されており、この保険料の金額は、



昭和 59 年に支払うべき 2 名分の保険料の合計額と一致している上、預金通帳によると、昭和 61 年 7 月、同年 10 月及び昭和 62 年 1 月に、それぞれ 3 か月分の保険料が 2 名分引き落とされていることが確認できる。

しかしながら、請求者は、請求期間に係る加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする父親は既に亡くなっていることから、請求者の請求期間に係る加入手続及び保険料納付に関する具体的な状況は不明である。

また、日本年金機構が保管する請求者に係る B 市の国民年金被保険者名簿（昭和 62 年 7 月 4 日作成）によると、請求者については、昭和 62 年 6 月 29 日に加入手続が行われており、この際に国民年金手帳記号番号が払い出されたものとみられ、最初の被保険者資格取得日は昭和 62 年 6 月 24 日と記載されていることから、請求期間については未加入とされていたこととなる。

さらに、上述の国民年金被保険者名簿と同様に、B 市は、請求者に係る最初の被保険者資格取得日は昭和 62 年 6 月 24 日である旨回答しているほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者の氏名に関して可能性のある読み方等を考慮して、再度、確認を実施しても、請求者に対しては、上述の国民年金手帳記号番号以外に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、請求者が請求期間に係る被保険者資格を取得していた事情はうかがえない。

加えて、預金通帳に記載された、それぞれ 2 回の保険料の引落しについて、B 市の国民年金口座振替対象者一覧表（平成元年 8 月 17 日時点）によると、父親及び母親については預金通帳に係る口座を用い、昭和 52 年 10 月から口座振替により保険料を納付する旨の記載が確認できること、及び預金通帳記載の期間当時、請求者と同居していた父親及び母親が国民年金の被保険者であった一方、請求者については未加入とされていることを踏まえると、預金通帳に記載された保険料の引落しについては、父親及び母親の保険料に係る引落としと考えることが自然である。

その上、確定申告書における保険料の記載について、i) 請求者の父親は既に亡くなっており、確定申告書に記載された保険料についての対象者等を確認できないこと、ii) 同居していた父親及び母親については、共に預金通帳に係る口座が振替口座とされていること、iii) 請求者から提出された母親に係る昭和 59 年分所得税確定申告書において社会保険料控除欄に記載がないこと、iv) 昭和 59 年において請求者は未加入とされていることから、確定申告書の記載をもって、請求者の請求期間に係る保険料が納付されていたとまで推認することは困難である。

このほか、父親が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 2400067 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 2400027 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 34 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 58 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

私は、A 事業所に昭和 58 年 4 月に正社員として入社したにもかかわらず、厚生年金保険の資格取得年月日は、昭和 58 年 11 月 1 日とされている。私が保管する同社の請求期間に係る給料支払明細書によると、昭和 58 年 9 月及び 10 月を除き厚生年金保険料が控除されており、勤務していたことは間違いないので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者から提出された給料支払明細書（昭和 58 年 4 月分から昭和 59 年 3 月分まで）及び雇用保険の記録により、請求者は、請求期間において A 事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、請求者及び A 事業所の給料計算等事務をしていた事業主の妻（以下「事業主の妻」という。）は、請求期間当時、従業員は 1 人だった旨回答していることから、当該事業所は、厚生年金保険法（昭和 29 年 5 月 19 日法律第 115 号）第 6 条第 1 項に規定する適用事業所（常時 5 人以上の従業員を使用する事業所）の要件を満たしていなかったと考えられる。

また、厚生年金保険適用事業所台帳及びオンライン記録によると、A 事業所は、昭和 58 年 11 月 1 日に厚生年金保険の任意適用事業所（適用事業所以外の事業所の事業主が当該事業所に使用される者の 2 分の 1 以上の同意を得て、都道府県知事（当時）に申請し、認可を受けた事業所）となっており、請求期間に当該事業所が適用事業所であった記録は確認できない。

さらに、厚生年金保険法第 10 条においては、適用事業所以外の事業所に使用される者は、当該事業所の事業主の同意を得て、都道府県知事（当時）の認可を受けた上で、任意単独被保険者になることができると規定されているが、請求者

は、請求期間当時、適用事業所以外の事業所に使用される者が、任意単独被保険者となることができることは現在まで知らず、事業主に任意単独被保険者となる同意を求めたことはない旨陳述している。

加えて、事業主の妻は、A事業所は既に解散し関連資料は全て破棄しており、厚生年金保険の適用に係る手続の詳細は覚えていない旨回答している。

これらのことから、請求者は、請求期間において、A事業所に勤務していたことは確認できるものの、厚生年金保険被保険者であったとは認められない。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号。以下「厚生年金特例法」という。）においては、記録訂正の対象者を、厚生年金保険法第27条に規定する事業主により被保険者の負担すべき保険料を控除されていた者と規定しており、厚生年金保険法第27条では、事業主について、適用事業所の事業主又は適用事業所以外の事業所に使用される者が任意単独被保険者となるために要する同意をした事業主と規定している。

したがって、請求期間のうち、昭和58年4月分から同年8月分までの給料支払明細書の控除額欄には「厚生年金 6,700」と記載されていることが確認できるものの、上述のとおり、A事業所の事業主が厚生年金保険法第27条に規定する事業主であったとは認められず、厚生年金特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。